

ID: 1

担当部署: 総務課

処分の概要	公文書の公開の請求に対する決定
例規名 根拠条項	大河原町情報公開条例 第7条第1項
例規番号	平成13年条例第5号
<p><b>【基準】</b></p> <p>第5条、第7条及び第9条から第11条までの規定による。</p> <p>(公文書の公開を請求できるもの)</p> <p>第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。</p> <p>(公文書の公開の請求に対する決定等)</p> <p>第7条 実施機関は、請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して14日以内に、公開の請求に係る公文書を公開する旨又は公開しない旨の決定をしなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の決定をしたときは、請求書を提出したもの(以下「請求者」という。)に対し、速やかに当該決定の内容を書面により通知しなければならない。ただし、請求書の受理後直ちに公開する場合は、この限りでない。</p> <p>3 実施機関は、請求に係る公文書の全部又は第10条の規定により一部を公開しない旨の決定をしたときは、前項の書面にその理由を付記しなければならない。この場合において、当該公開しない旨の決定をした公文書が、期間の経過により公開することができ、かつ、その時期を明示することができるときは、その旨を併せて付記するものとする。</p> <p>4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、前条の請求書を受理した日の翌日から起算して45日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに当該延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聞くことができる。</p> <p>(公開しないことができる公文書)</p> <p>第9条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されているときは、当該公文書を公開しないことができる。</p> <p>(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより、公開することができないとされている情報</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の定めるところにより、何人も閲覧することができるとされている情報</p> <p>イ 公表することを目的として作成され、又は取得された情報</p> <p>ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出その他これに相当する行為に際して作成され、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの</p>	

エ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報であつて、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係るもの

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要と認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から町民の生活を保護するため、公開することが必要と認められる情報

ウ ア又はイに準ずる情報であつて、公開することが公益上必要と認められる情報

(4) 公開することにより、犯罪の予防、犯罪の捜査、人の生命、身体又は財産の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

(5) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及びその他の公共的団体(以下「国等」という。)の機関からの協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

(6) 町又は国等の事務事業に係る意思形成過程において、町の機関内部若しくは機関相互間又は町の機関と国等の機関との間における審議、検討、調査、研究等に関して作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、当該事務事業又は同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの

(7) 町又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、入札、試験、許可、認可、人事、その他の事務事業に関する情報であつて、公開することにより、当該事務事業の目的が著しく損なわれると認められるもの、特定の者に明らかに利益若しくは不利益を与えると認められるもの、関係当事者間の信頼関係が著しく損なわれると認められるもの又は当該事務事業若しくは同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの

(部分公開)

第10条 実施機関は、公開の請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いて、公文書の公開を行わなければならない。

(公文書の存否に関する情報)

第11条 公開の請求に対し、当該公開の請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで当該公開の請求を拒否することができる。

標準処理期間

請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内(第7条第1項)

備考

<b>設定年月日</b>	令和3年7月5日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日